

第8期高松市高齢者保健福祉計画（素案）についてのパブリックコメント実施結果

本市では、令和3年1月28日（木）から2月24日（水）までの期間、第8期高松市高齢者保健福祉計画（素案）についてのパブリックコメントを実施しました。いただきました御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を、以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

(1) 意見総数 12件（2人）

(2) いただいた御意見（要旨）とそれに対する市の考え方

※提出いただいた御意見は、趣旨の変わらない範囲で、簡素化及び文言等の調整をしています。

第8期高松市高齢者保健福祉計画全般について

2件

御意見（要旨）	市の考え方
<p>意見公募は令和3年1月28日からで、翌日の令和3年1月29日に官報告示第29号「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が発出されました。</p> <p>この指針は、第8期市町村介護保険事業計画の策定の基本的事項を定めていますが、指針とこの計画の整合性がとれているか、どのように確認しましたか。また、高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会の会長・副会長等にどのように周知しましたか。</p>	<p>令和2年7月27日開催の社会保障審議会介護保険部会において、基本指針（案）について説明があり、資料として「基本指針の構成について」と「基本指針新旧案」が示されています。</p> <p>また、8月31日付け全国介護保険担当課長会議資料には、都道府県及び市町村は、基本指針の改正案をもとに第8期市町村介護保険事業計画の作成作業を進めるとの記載がございます。</p> <p>9月3日には、7月27日の介護保険部会における各委員からの意見を踏まえた、修正後の基本指針案が示され、以後、この指針案をガイドラインとして計画を策定してきたものでございます。</p> <p>基本指針の告示は令和3年1月29日ですが、このことについての厚生労働省からの連絡には、告示された基本指針は、令和2年9月3日に示された基本指針案に、パブリックコメントや法令審査、他省庁協議等の過程で形式的な修正が行われたものであり、内容に大きく関わる修正がないことが申し添えられております。</p> <p>また、令和2年8月28日に開催した第2回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会において、会長、会長職務代理者及び各委員に対し、基本指針案の第8期計画において記載を充実する事項等について説明した後、本市計画の骨子についての説明を行っております。</p>

御意見（要旨）	市の考え方
<p>計画は、実行し、年度ごとに、過程評価、結果・成果評価を行い、見直して下さい。</p>	<p>毎年度、目標の達成度、事業実績を報告させ、結果について高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会に報告し、意見を徴取しています。</p> <p>各事業の所管課において、事業実績等の報告に合わせ、その年の取組等を振り返り、次年度以降の取組に役立てています。</p>

地域包括支援センターの管轄区域や日常生活圏域について

1件

御意見（要旨）	市の考え方
<p>日常生活圏域の地区・町名の一覧と地域包括支援センター・老人介護支援センターを比較し、支援センターの圏域偏在を十分に把握して、この計画を修正し対策を講じて下さい。</p>	<p>御指摘のとおり、圏域により担当する高齢者人口が偏在しております。</p> <p>包括的支援事業については、老人介護支援センターに委託できる規定により、本市では、地域包括支援センター・サブセンターの7か所のほかに、住民の利便性を考慮した上で、地域の住民からの相談受付を集約し、地域包括支援センターに繋ぐための窓口として27か所の老人介護支援センターをブランチとして位置づけ、24時間体制で相談等に対応しています。老人介護支援センターは、老人福祉法に規定された老人福祉施設であるため、高齢者人口の偏在はやむを得ない状態にあります。今後も老人介護支援センターの偏在による影響がでないように、同センターと地域包括支援センターが協力関係を密にし、高齢者支援を行ってまいります。</p>

御意見（要旨）	市の考え方
<p>どのような良い計画も、対象者の状況によって普及方法を考えることが一番大切だと思います。</p>	
<p>新型コロナウイルス感染拡大防止により、高齢者が集合して活動することが困難な状況があったことで、オンラインによる介護予防教室などを計画する等、現在までになかったシステムの構築がなされることは非常にいいことだと思います。</p> <p>オンラインについては、スマートフォンやタブレット、PCなどの環境が整っている高齢者も増加はしていますので、これを実施するのはいいのですが、特に後期高齢者はこのような環境が作れない方も多くいます。オンラインと並行して、印刷物や放送などの利用もしていかなければならないと感じます。</p>	<p>多くの方に、オンライン介護予防教室に取り組んでいただけるよう、スマートフォンやタブレット端末などのICT機器に触れ、基本的な操作を身につけるための「スマホ・タブレット使い方教室」を開催することといたします。</p> <p>また、ネット環境がない場合におきましても、介護予防に関する情報を高齢者に届けるために、あらゆる広報媒体を活用するほか、地域へ出向いた機会を捉えて介護予防に関する啓発チラシを配布するなど、情報の発信に努めてまいります。</p>
<p>高松市オリジナルの、元気を広げる人の育成や活動支援、のびのび元気体操の普及なども継続して実施計画されており、これもいいことだと思います。</p> <p>しかし、元気を広げる人も新規のメンバー候補がなかなか見つけられない地域もあるということも聞いております。自宅のできる運動方法を全戸配布するコミセンもあるなど、コミュニティセンターでも素晴らしい取り組みをしていることがあります。</p> <p>対象者の状況に応じた普及方法として参考になるかと思えます。</p>	<p>「元気を広げる人」の養成は、平成15年度から始まり、現在に至っております。各地区の高齢者が集まる場において「元気を広げる人」が中心となり「のびのび元気体操」やセルフマッサージ等を行っており、本市では、活動を支援しております。</p> <p>地域における高齢者の健康づくりを担う「元気を広げる人」が少しでも多く、地域で活動できるよう、今年度は、養成講座を参加しやすい回数に見直しを行いました。各地区保健委員会へは、これからも継続的に推薦してもらえるよう働きかけを行ってまいります。</p> <p>令和2年4月から5月の緊急事態宣言に伴い、新型コロナウイルス感染拡大防止のため高齢者が外出を自粛することでフレイルの進行が予測されることから、健康二次被害防止のチラシを作成し、特定健診等で抽出したハイリスク高齢者に、郵送で情報提供したほか、地区の民生委員児童委員・社会福祉協議会・保健委員会の協力で高齢者に配布してまいりました。今後も地区組織の協力を仰ぎながら、高齢者に必要な情報を伝えてまいります。</p>

御意見（要旨）	市の考え方
<p>広報誌の活用について、高松市全体のお知らせなどを掲載しますことで誌面にスペースを作るのは困難かもしれませんが、広報誌は高齢者にとっては親しみがあるものですので、そこに「おうちごはんレシピ」のような、「おうちで運動」などのコーナーは作れないでしょうか。のびのび元気体操のピックアップ体操などからでも取れると思います。</p>	<p>広報高松令和2年6月号に掲載の、「コロナウイルス感染症特別対策」の中で、「いすを使ったスクワット」を写真入りで掲載し、また、令和3年1月号に掲載の「新型コロナウイルス感染症関連情報」の中では、「おうちで体を動かそう！運動プログラム動画を配信中」というタイトルで、興味を持っていただけそうな写真とともに、動画のQRコードを掲載しています。</p> <p>広報高松は、現在、各課から提出された記事のすべてを掲載することができない状況ですが、今後も、高齢者の皆様が興味を持ち、体を動かしてみようと思っただけのような、分かりやすい記事の掲載に努めてまいります。</p>

感染症予防対策に関するものについて 2件

御意見（要旨）	市の考え方
<p>第8期高松市高齢者保健福祉計画（素案）の94頁上段の「に努めていきます。」、95頁の「図っていきます。」は、「行います。」、「～します。」と明確に記載すべきある。</p>	<p>「努めていきます。」を「取り組みます。」、「体制の構築を図っていきます。」を「体制を構築します。」に改めました。</p>
<p>第8期高松市高齢者保健福祉計画（素案）96頁の【取組方針】では、「～、定期監査の機会等を活用し、実地又は書面により定期的な確認を行う～」とあるが、さらに踏み込んだ下記のような記載が必要と考えます。</p> <p>「日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染症拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制を構築し、定期的に確認する。」等を計画に加筆し、今後、発生するだろう新興感染症等の対策について、計画に明記する必要性を感じられませんか。</p>	<p>定期監査の機会等において、感染症対策に必要な正しい理解や知見の組織内での情報共有についても確認し、情報共有が進むよう、促すことを追記しました。</p> <p>また、それぞれの施設の特性に応じた、有効な業務継続計画を策定できるよう、助言や情報提供等の支援を行うことについて追記しました。</p>

御意見（要旨）	市の考え方
<p>民生委員・児童委員は「高齢者のためのあんしんガイドブック～地域包括ケアの実現に向けて～」の内容を把握していますか。</p> <p>また、国の社会・援護局 地域福祉課公表の資料で、高松市は民生委員・児童委員が定数873人に対し、委嘱数859人と不足しています。高松市民生委員推薦会は、健康福祉局健康福祉総務課担当ですが、民生委員・児童委員に関して、健康福祉局長寿福祉課と総務課はどのように連携をとっていますか。</p> <p>また、民生委員・児童委員は、高齢者施設の苦情受付第三者委員会の委員、その他会議の委員など、多方面で活躍しています。民生委員・児童委員の支援策を検討して下さい。</p>	<p>高齢者のためのあんしんガイドブックは毎年度更新しており、新しいガイドブックが完成した後、高松市民生委員児童委員連盟常任理事会において、内容の説明をしており、理事会の出席者には、ガイドブックを持ち帰っていただき、各地区の民生委員に説明内容を伝え、配布していただくよう依頼しております。</p> <p>民生委員・児童委員の担い手不足につきましては、民生委員・児童委員の役割や体験談をまとめたパンフレットを各コミュニティセンターに設置し、広く市民に民生委員・児童委員活動のやりがいについて理解を深めてもらうほか、将来的な担い手を確保するため、次世代を担う小学生を対象とした民生委員体験事業を行っており、担い手の育成方策に努めるなど、民生委員・児童委員の確保に向けた重層的な取組を進めています。</p> <p>健康福祉総務課と長寿福祉課の連携につきましては、毎月開催される高松市民生委員児童委員連盟常任理事会に、長寿福祉課を含む本市関係課が参加し、民生委員・児童委員と連携しながら福祉に関する取組を進めています。</p> <p>また、高松市民生委員児童委員連盟などの関係機関と連携し、民生委員・児童委員活動に不安を覚える方から寄せられる相談に丁寧に応じる体制を構築するなど、きめ細やかな対応を行ってまいります。</p>
<p>地域ケア会議には、委員として民生委員も参加しており、民生委員がどのような意見を述べ、他の多職種が、不足する民生委員をどのように支援できるか議論されていますか。</p> <p>民生委員・児童委員は、民生委員法が適用される特別職の地方公務員（無報酬）で、活動内容も、相談・支援、地域福祉活動、定例会・研修等、行事・会議等への参加、証明事務、訪問と多彩で、市民から必要とされています。高松市は、民生委員・児童委員が定数より委嘱数が少なく、地域ケア会議等で不足する民生委員を如何に支援すれば市民のためになるのか討議し、担当者は、「地域包括ケアシステム」</p>	<p>地域ケア会議においては、不足する民生委員への支援についての議論は特にされておられません。</p> <p>平成25年3月29日付、地域包括支援センターの設置運営について（一部改正）により、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築の必要性が謳われ、地域における包括的な支援体制を推進するためには、地域包括支援ネットワークを通じて、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備を図る必要性から、地域ケア会議を地域包括支援センター又は市町村が主催し、設置・運営することが求められました。そこで、本市は、介護保険制度運営協議会の開催に合わせて、地域ケア会議を実施し、地域ケア小会議で議論された共通課題を分</p>

御意見（要旨）	市の考え方
<p>の原点とも言える地域ケア会議の意見を総括し、十分に現状課題を把握して、柔軟に知恵を出し、一丸となり民生委員の不足を補う方策を検討して頂きたい。</p>	<p>析・検証し、地域づくり・資源開発の検討をする中で、市全体のネットワークづくりに取り組み、社会基盤整備・介護保険事業計画などの行政計画へ位置づけ、政策形成を行い、本市地域包括ケアシステムの実現を目指すこととしております。</p> <p>そのため、地域ケア会議の中で高松市民生委員児童委員連盟会長からは、日頃の民生委員としての活動の中から本市の社会基盤整備、介護保険事業計画等についての御意見をいただいております。</p> <p>御指摘のように、地域包括ケアシステムの実現の点では、民生委員他、一部の関係団体や専門職に過度の負担がかからないよう行政、住民を始め、関係団体等との役割分担が重要と考えます。</p> <p>民生委員児童委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される非常勤の特別職の地方公務員であるとされております。また、同法第24条第2項に規定されているように民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる規定があります。</p> <p>今後、担当の健康福祉総務課と連携をとり、不足する民生委員への支援について議論の場を設けてまいります。</p>
<p>認知症サポーターは、約5万人を養成し、地域包括支援センターで3万人達成の垂れ幕まで掲げました。この方々は、どこで、どのように活躍し、成果はいかがですか。</p> <p>認知症サポーターは数でなく、質を向上させ、新型コロナウイルスワクチン接種の手伝い等の成果を検討下さい。</p>	<p>認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職場で認知症の人や家族を手助けすることを目的に認知症サポーター養成講座を開催しております。認知症サポーター養成講座受講者のうち、認知症の人へのボランティアを希望する方を対象に認知症ステップアップ講座を開催しており、認知症の正しい理解や対応方法についてより内容を充実した講座を開催しております。ステップアップ講座受講者のうち、認知症の人のボランティアとして昨年度は7人、今年度は9人、手をあげていただいております。その方については実際、ボランティアとして認知症カフェの参加や、施設での活動をしていらっしゃる方もいます。今後は認知症ボランティアや認知症の人、その家族のニーズを把握しながらマッチングできるような支援も検討していきたいと考えております。</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種の手伝い等については、認知症サポーターの目的とは異なることから、検討しておりません。</p>

御意見（要旨）	市の考え方
<p>新型コロナウイルス感染予防の情報は広く知られていると思いましたが、近隣のお家に訪問する際にマスクをしない方も多く見受けられます。また、自宅への来訪者に、マスクをして対応すると感染者扱いされたと気分を害する方もいらっしゃいます。</p> <p>具体的なケースをあげなければピンとこないようで、後期高齢者の方に多いと感じます。</p>	<p>広報高松令和2年6月号において、感染防止対策の一つとして、「外出時・屋内にいる時や会話をする時は、症状がなくてもマスクを着用」することをお知らせしたほか、ホームページ「もっと高松」に「新しい生活様式」の実践例として、マスク着用をお示ししているところですが、今後も広報高松の健康のページなどに、マスク着用の有用性等、新型コロナウイルス感染予防に関する情報の掲載に努めてまいります。</p>